

損害賠償額の決定について

本案は、庁有車の交通事故の損害賠償額の決定を求めるものです。

【概要】

令和6年9月6日、港区六本木一丁目7番先の特別区道第1, 128号線道路上において、区の庁有車が右折しようとしたところ、横断歩道を歩行していた相手方に衝突し、相手方を負傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方歩行者が負傷したことに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：717万6,495円（治療費、休業損害、慰謝料、後遺障害による損害等）

【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

717万6,495円

【事故状況図】

